

平成31年第1回山北町議会臨時会 （2月13日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成31年第1回山北町議会臨時会を開会いたします。 （午前9時30分）

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ、平成31年第1回山北町議会臨時会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、2月も半ばに差しかかり、暦の上では立春となる先週の4日には、神奈川県内においても気温が20度近くまで上がるなど、各地で4月下旬並の暖かさとなりましたが、その後は短い周期で天気や気温が大きく変わり、先週末には北から寒波が襲来し、厳しい寒さとなっております。

また、インフルエンザが全国各地で猛威をふるってきております。厚生労働省によりますと、1月27日までの2週間に報告された患者数が1医療機関あたり57.09人と統計をとり始めた平成11年以降で最多となりました。先週末に公表された患者数は、全都道府県で減少したものの、神奈川県では引き続き警戒レベルを超えて流行しております。ことしは2種類のA型ウイルスが流行しており、1度インフルエンザにかかった人も、再度、別のウイルスのインフルエンザにかかってしまう可能性があるため、注意が必要とのことです。季節の変わり目は体調を崩しやすく、また体力が低下することで、インフルエンザに感染するおそれも高くなりますので、議員の皆様方におかれましても、お体に御留意をしていただきたいと思いますと考えております。

さて、先週の4日には山北町子ども議会を開催したところ、当日は府川議長にも御協力をいただき、感謝申し上げる次第でございます。

今回は川村小学校と三保小学校の6年生7名が子ども議員となり、小学生ならではの視点で事前にグループでまとめ上げた質問や提案を元気よく発表されました。小学生の皆さんからは山北町への愛着や町をよくしたいという思いがよく伝わり、非常に頼もしく感じたところでありますので、今後も自分の住む山北町に関心を持ち続けていただきたいと思いますと考えております。

また、平成31年に入ってから大きな話題といえば、大坂なおみ選手がオーストラリアで開催された全豪オープンで優勝を果たし、1月28日に発表された世界ランキングでアジア勢初のシングル1位に輝いたことではないでしょうか。1年前は72位であった大坂選手が昨年の全米オープンに続いて、四大大会を2連勝し、世界1位に登りつめた背景には並々ならぬ努力があつてのことだと、大変感激したところでございます。今後開催されます全仏オープンとウィンブルドン選手権に勝利することは、簡単なことではないと思いますが、グランドスラム達成を目指して頑張ってくださいと思います。

さて、平成31年第1回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件1件、平成30年度一般会計特別会計及び水道事業会計の補正予算案件5件、専決処分の承認についての合計7件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、平成31年度当初予算案の概要について、ほか7件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

議 長 臨時会の議会運営については、2月13日午前9時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号8番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

8 番 瀬 戸 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、2月13日、午前9時から役場402会議室において、委員6名、議長の出席のもと、平成31年第1回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、一部改正条例1案件、補正予算案件5案件、報告案件1案件の計7案件でございます。

これらは本会議即決といたしました。会期は本日2月13日、1日としました。臨時会終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
会議録署名議員に議席番号4番 児玉洋一議員、議席番号12番 渡辺良孝議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、平成30年度の人事院勧告に基づき、改定された国家公務員の給与に準じ、職員の給与を改定するため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第1号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の説明の前に、平成30年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。お手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要をごらんください。

一般職の国家公務員の給与改定の概要を示したものでございまして、今回の条例改正は、これに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、①の月例給についてでございますが、給料表を400円の引き上げを基本に平均改定率0.2%の改定を行うものでございます。

また、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度引き上げ、平成30年4月から遡及適

用するものでございます。

次に、②のボーナスについてでございますが、現行では年間4.40月分支給のところを勤勉手当を0.05月分引き上げて、年間4.45月分とするものでございます。

資料の下の一般の職員の表をごらんください。平成30年度の現行では、6月が2.125月、12月が2.275月で年間4.40月となっております。そして、今回の改定では、6月には変更ございませんが12月の勤勉手当の0.90月を0.95月引き上げて、年間4.45月とするものでございます。

また、資料に記載がありませんが、再任用職員についても国に準じて0.05月分引き上げて、年間2.35月とするものでございます。

今年度の給与改定については、本日の議会にて本条例改正がお認めいただいた場合には、月例給の改定分と勤勉手当の0.05月分について、来月の給料日に合わせて支給する予定でございます。

なお、31年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り分けて、勤勉手当をそれぞれ0.925月とするものでございます。

資料2については、給与費明細書でございますので、後ほどお目通し願います。

それでは、条例概要を説明させていただきます。

1枚、お開きください。山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表で御説明いたしますので、4枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。第18条第2項は、勤勉手当の支給率について改定されております。第1号につきましては、一般の職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については「6月については変更なく100分の90とし、12月については人事院勧告分0.05月分引き上げて、100分の95」に改めるものでございます。

同項第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、これについても「6月は変更なく100分の42.5とし、12月については人事院

勧告分0.05月分引き上げて100分の47.5」に改めるものでございます。

1枚おめくりください。別表第1の給料表につきましては、人事院勧告に基づき、平均改定率0.2%を引き上げるものでございます。

4枚おめくりください。第17条第2項は、一般の職員の期末手当の支給率について、規定されており、改定後においては6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう、それぞれ「100分の130」に改めるものでございます。

同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給率を定めており、6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう、それぞれ「100分の72.5」に改めるものでございます。

第18条第2項第1号は、一般の職員の勤勉手当の支給率について定めており、改正後については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ「100分の92.5」に改めるものでございます。

同項第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう、それぞれ「100分の45」に改めるものでございます。

6枚お戻りいただき、新旧対照表の前のページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日等、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日から適用する。

給与の内払い。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により給与の内払いとみなす。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第1号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。
日程第2、報告第1号、専決処分の承認について。平成30年度山北町一般
会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 報告第1号、専決処分の承認について。平成30年度山北町一般会計補正予
算(第6号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179
条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月13日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、ふるさと応援寄附金の急増に対応するため、地
方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

専決処分書。

平成30年度山北町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第
179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年1月4日。山北町長 湯川祐司。

1ページをお開きください。平成30年度山北町一般会計補正予算(第6
号)。平成30年度山北町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,000万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億9,198万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、平成30年度山北町一般会計補正予算(第6号)専決処分でご

いますけども、御説明させていただきます。

2、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、17款寄附金を1億7,000万円増額し、歳出につきましては、6款商工費と13款予備費を歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げますので、4ページ、5ページのほうお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入でございます。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1億7,000万円を増額するものでございます。これは12月にふるさと納税が急増したことによるものでございます。

歳出につきましては、6款商工費、1項商工費、3目観光費7,465万4,000円の補正で、ふるさと納税の謝礼品が5,139万円、業務代行委託料が2,326万4,000円でございます。

13款予備費は寄附金から謝礼品、業務委託料を引いた残額9,534万6,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりました。報告第1号については報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第1号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、報告第1号は原案どおり承認されました。

日程第3、議案第2号 平成30年度山北町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第2号 平成30年度山北町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度山北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,808万9,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億1,007万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分または当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表、地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表、繰越明許費」による。

平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正及び小中学校における冷暖房設備対応臨時特別交付金事業の追加であり、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,808万9,000円増額補正するものです。

また、冷房設備対応臨時特別交付金事業について、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第2号 平成30年度山北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費等と国の補正予算に伴う小中学校特別教室のエアコン設置事業を補正するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、14款国庫支出金と21款町債を合計で1億1,808万9,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款の議会費から13款の予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2条、地方債補正でございます。今回の国の補正予算で小中学校の特別教室のエアコン設置事業が採択されたことにより、町負担分について、補正予算債で対応するものでございます。これにより、教育債を930万円から1

億240万円に増額するものでございます。これによりまして、町債の現在高は一時的に増加することになりますが、昨年夏の猛暑により、国においても学校施設のエアコン設置を推奨しており、今回の国の補正予算により、この事業は全国的に実施されることもあり、当町でもエアコン設置を実施するものでございます。

町債の発行については、翌年度以降、今後抑制していく予定でございます。

なお、この起債は国の補正予算に伴うものであり、元利償還金の60%が今年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費でございます。国の補正予算によるエアコン設置冷房設備対応臨時特例交付金事業1億1,833万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、事項別に御説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金2,498万9,000円ですが、小中学校特別教室のエアコン設置の補助金、冷房設備対応臨時特例交付金で国の補助基準額の3分の1の補助でございます。

次に、21款町債、1項町債、3目教育債9,310万円ですが、国の補正予算に伴い小中学校のエアコン設置のために増額をするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費、補正額7万円は人事院勧告により、職員2名分の人件費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額152万4,000円は職員34名分の人件費等や退職手当組合負担金の増額でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額23万2,000円は職員7名分の人件費でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、補正額10万2,000円は職員3名分の人件費でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額3万1,000円は職員1名分の

人件費でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額44万3,000円の減額は職員7名分の人件費でございます。

2 目国民年金事務費、補正額3万2,000円は職員1名分の人件費でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4 目老人福祉費、補正額3万4,000円は職員1名分の人件費でございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金、補正額10万5,000円は職員3名分の人件費を国保会計へ繰り出すものでございます。

7 目介護保険事業特別会計繰出金、補正額198万9,000円の減額は職員3名分の人件費でございます。

2 項児童福祉費、3 目保育園費、補正額54万9,000円の減額は職員9名分の人件費でございます。

5 目認定こども園費、補正額45万3,000円は職員14名分の人件費でございます。

14、15ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生費、補正額19万3,000円は職員6名分の人件費でございます。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、補正額22万8,000円は職員7名分の人件費でございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額23万6,000円は職員7名分の人件費でございます。

16、17ページをお願いいたします。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額6万5,000円は職員2名分の人件費でございます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、補正額20万6,000円は、職員6名分の人件費でございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額23万4,000円は職員7名分の人件費でございます。

18、19ページをお開きいただきたいと思います。

5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額4万8,000円は職員3名分の人件費でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1億1,870万6,000円ですが、説明欄の人件費につきましては、職員12名分で37万5,000円の増額でございます。

冷房設備対応臨時特例交付金事業1億1,833万1,000円は小中学校の特別教室にエアコンを設置するもので、川村小学校に12部屋18台、三保小学校に5部屋10台、山北中学校に16部屋28台を設置するための設計監理業務委託料が1,404万円と工事請負費1億429万1,000円でございます。

次に、4項山北中学校費、1目学校管理費、補正額3万1,000円は職員1名分の人件費でございます。

20、21ページをお願いいたします。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額18万4,000円は職員6名分の人件費でございます。

6項社会教育費、4目生涯学習センター費、補正額7万9,000円は職員2名分の人件費でございます。

13款予備費は172万3,000円を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。一般会計の職員数は138名となっておりますが、参考までに国保会計は3名、下水道会計が2名、介護会計が3名、水道事業会計が3名で、全体の職員数としては149名となります。

給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをいただければと思います。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

児玉洋一議員。

4番 児玉 4番、児玉でございます。

今御説明いただきました19ページのところで、小中学校の特別教室にエアコンが設置されるといった内容だったかと思いますが、ちょっと早口で聞き取りにくかったので、もう一回この内訳とちょっと特別教室といったところの

意味合い、それと、これは今回やったことによって、例えば小中学校で、まだ網羅されていないような場所があるのかどうなのか、そのあたり、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

議 長
学校教育課長

学校教育課長。

それでは御質問いただきました各学校ごとの部屋数とエアコンの数をもう一度御説明したいと思います。

川村小学校12部屋、エアコン台数は18台です。三保小学校は5部屋、そして台数が10台、山北中学校が16部屋、そして28台の設置でございます。

そして、学校でさらにエアコンが設置されていないところに関しましては、今特別教室というふうな形で、今回の予算は計上させていただいております。特別教室は図工室であったりとか、家庭科室、技術室等、あと音楽室などもその中に入っております、特に中学校のほうのが特別教室が多いということで、部屋数は今ふえてあります。

そして、エアコンが入っていないところ、どういうところが残っているかといいますと、学校の中でも体育館等に関しましては、一回、国のほうの要望手を挙げたんですが、全国的に挙げてしまいますと、やっぱり予算の問題があったということで、特別教室に限られて、今回は補助金が交付されたということでございます。国のレベルでは、このエアコン関係だけ817億円の配分が文科省にされておまして、これを各全国の市町村が分け合った中での補助金を利用したエアコン設置というような形になります。

議 長
4 番 児 玉

児玉洋一議員。

平成30年度の補正予算ということですので、工事日程このあたりは、今何か具体的なところは出ているのかどうか確認をさせてください。

議 長
学校教育課長

学校教育課長。

工事日程は、まだ細かくは決まっておりませんが、概要としましては、できるだけ早く入札をかけたいと思っているんですね。そして、その中でエアコンをとにかく確保したいというのが提案のほうの理由でございまして、工事日程に関しましては、できるだけ早く、できれば4月、5月くらいに入札はしたいと考えております。ただ、金額が大きい契約になりますので、この契約、入札しても、これは仮契約となって、議会の中での承認をいただい

た中で本契約になるという流れでございまして、工期としましては、夏前には終わりたいと思うんですが、設置台数が多い中で、学校がやっている中で工事を着工する、なかなか厳しいものがあると思いますので、もしかしたら夏休みが過ぎてしまう可能性があるかなとは思っています。ただ、子どもたちが使うところ、できるだけ早く部屋の中でも優先順位を決めながら、工事ができればなとは思っています。ただ、工事が全て終わらないと実際の利用というのは、ちょっと困難な部分がありますが、もしできれば、テスト運転等しながら活用ができればとは考えておりますが、それは、また今後どのように活用していくか考えていきたいと思っております。

議 長 ほか。小栗直治議員。

10 番 小 栗 10番、小栗です。

19ページの同じ質問でございますけれど、これは小中学校の交付金が幼稚園のほうにも影響しているのかどうか。幼稚園は全て特別教室というか、そういう扱いの部屋は、もう全て終わっているのかどうか。その辺について、質問したいと思います。

議 長 学校教育課長。

学校 教育 課 長 今回の補助金は、小中学校を対象としていることなんですけど、今、御質問にありました幼稚園関係、今、岸幼稚園と三保幼稚園がございまして、子どもがいる部屋、そして職員室等に関しましては、ホールにおいても、エアコン設置が今完了しているというような状況でございます。ただ、やっぱり小学校、中学校も幼稚園も廊下等に関しては、エアコンのほうは、さすがに準備はできてございませんが、ふだんいる場所においては対応できているということでお答えしたいと思っております。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 保育園につきましても、子どもがいる部屋については設置をしております。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 この交付金がいただけて、学校のほうは整備が全部終わったとしても、小さいほうの子ども、幼稚園、保育園のほうも、やはり合わせて、できれば発注が補助金対象になるかならないかは別にしても、一緒に発注して、コストを下げるという努力もあるんじゃないかと思うんですね。ですから、そうい

うのも1回考えていただきながら、子どもの部屋は全て完了するような格好にしていなければありがたいと思うんですけど。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 今回の幼稚園のほうも保育園のほうも今お答えしたとおり、子どもさんがふだん生活する場所に関しては、既に済んでいるということでございます。

そして、町のエアコン設置に関しましては、もう随分前から一番就学しない小さなお子さんのほうから優先順位としてエアコンを設置していこうという流れがずっとございまして、その後に小学校、中学校というような形で来ました。そのときは国のほうの補助金がございますませんでしたので、なかなか手を挙げて補助金がつきませんでしたので、ですから、1年1年、単費の中で、町の費用の中で少しずつ少しずつ重ねてきたものでございます。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 じゃあ、それで理解しましたんで、これは全国的に、この部分は進んでいくと機種の取り合いになると思うんで、先ほど、課長が言われたように早目に段取りができるようお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

じゃあ、副町長。

副 町 長 今、小栗議員のことで、一括発注で経費を下げるというようなお話もあったんですけども、町長の思いとしましては、一括発注して、莫大な金額になると、大手の企業、大手の会社がとるようにどうしてもなってしまいますので、できるだけ町内の業者の方にやっていただきたいという思いもありますので、その辺は慎重に十分検討して、発注はかけていきたいというふうに考えています。

議 長 石田照子議員。済みません。小栗議員、今の関連ですか、別ですよ。

石田照子議員。

6 番 石 田 6番、石田でございます。

やはり、同じエアコンの件なんですけど、ここの補正でお聞きしていいのかどうかちょっとわからないんですが、山北町は早くエアコンを普通教室に全部設置をしましたけれども、もう既に設置したところも国の補助金対象に

なるのではないかと思うんですけども、これはならないんですか。何かそんなふうに聞いたような気がするんですけど、ならなければ、なるんですしたら、今後補助金として入るのかどうか、その辺をお聞きしたかったんですけど、いかがでしょう。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 国の補助金事業に関しましては、今後行われていくものに関して、書類的な審査を受けてから補助金、交付金をいただくものでございますので、過去に遡及したものについての交付金、補助金に関しては残念なことにも行うことができないという、そういう仕組みになってございます。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 10番、小栗ですけど、11ページの社会福祉総務費の人件費ですけど、この精算の中で、今説明があった職員の部分ですけど、全て精算で少しずつ整理ができていますんですけど、社会福祉総務費の人件費の7名分の今説明があった44万3,000円だけマイナスになっている、この主な理由というのは、何でしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 社会福祉総務費の人件費ということで、今回の補正、まず第一に人勸の部分のプラスの部分をご提案させていただいてます。その他、産休代替職員等による人件費の減もあります。ここの部分には人勸で上がった部分があるんですが、産休代替で全体の給料が減額になって、マイナスということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第3号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第3号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億2,052万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第3号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

2、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、4款の繰入金を10万5,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費を歳入と同額の10万5,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金を10万5,000円増額するものです。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の給与改定に伴うもので、2節の給与は2万9,000円、3節の職員手当等は6万4,000円、4節の共済費は1万2,000円のそれぞれ増額でございまして、合

わせますと歳入と同額の10万5,000円の増額となります。

給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第4号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第4号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第4号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

7、8ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。下段の歳出補正予算事項別明細書で

御説明いたします。

2、歳出、2款事業費、1項下水道整備費、1目排水施設費につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴い、265万4,000円を減額するものです。

内訳といたしましては、2節給料が職員2名分で160万2,000円、3節職員手当等52万9,000円、4節共済費52万3,000円をそれぞれ減額するものです。

4款予備費につきましては、265万4,000円を増額するものです。

9ページ、10ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 先ほど、私のほうから、日程第5、議案第4号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたしますと言いましたけども、（第2号）を議題といたしますということで、訂正をお願いいたします。

説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第5号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億5,036万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第5号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、7款の繰入金を198万9,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費を歳入と同額の198万9,000円減額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

14、15ページをお開きください。

歳入でございますが、7款1項1目の一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金を198万9,000円減額するものです。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴うもので、2節の給料は56万3,000円、3節の職員手当等は109万4,000円、4節の共済費は33万2,000円のそれぞれ減額でございます。合合わせますと歳入と同額の198万9,000円の減額となります。

16ページの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第6号 平成30年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号 平成30年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)。
総則。
第1条、平成30年度山北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
収益的支出。
第2条、平成30年度山北町水道事業会計予算(以下、「予算」という。)
第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。
支出。第1款水道事業費用、既決予定額2億329万3,000円、補正予定額ゼロ、計2億329万3,000円。
第1項水道営業費用、既決予定額1億9,119万3,000円、補正予定額マイナス408万4,000円、計1億8,710万9,000円。
第3項水道予備費、既決予定額56万5,000円、補正予定額408万4,000円、計464万9,000円。
議会の議決を得なければ、流用することができない経費。
第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、既決予定額2,935万7,000円、補正予定額マイナス408万4,000円、計2,527万3,000円。
平成31年2月13日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。
上下水道課長 それでは、議案第6号 平成30年度山北町水道事業会計補正予算(第1

号) について、御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

平成30年度山北町水道事業会計補正予算に関する説明書でございます。

収益的支出。1 款水道事業費用、1 項水道営業費用、3 目総係費につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴い、408万4,000円を減額するものです。

内訳といたしましては、2 節給料が職員3名分で288万5,000円、3 節手当等が64万7,000円、5 節法定福利費が55万2,000円をそれぞれ減額補正するものです。

3 項水道予備費につきましては、408万4,000円を増額するものです。

5 ページ、6 ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 12番、渡辺です。

今の説明をいただきまして、この補正が人事院勧告等によるということで御説明ありましたんですけど、金額的に大分大きい金額が減額になっているということで、ここの等級職員数の数を見ますと1名減っているんですね。その辺も含まれているとはわかるんですが、水道事業会計で、今1名減ったということで、事業推進上、支障がないか、その辺を確認したいと。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 御指摘のとおり、非常に使用料が減少しております。その中で上下水道課として、水道職員は4名から3名に減っております。その中で連携を密にして、事業のほうを推進してまいります。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議

長

挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

なお、10時45分から議場において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(午前10時28分)